

P2Pレンディング市場の変化に対応して規制改革を進める英当局

近年、英国のP2Pレンディング市場は規模が急拡大しているだけでなく、機関投資家の投資が増えたり、対象となるローンのタイプが多様化するなど進化が著しい。英・金融行為監督機構（FCA）では昨年来、そうしたP2Pレンディング市場の急速な変化に対応するため、規制の見直しを進めている。昨年12月には、規制の変更を含む自らの暫定的な見解を示した中間報告書を公表した。

FCAがP2Pレンディング業者に包括的な規制を導入したのは2014年。投資家への適切な情報提供、最低資本金の維持、破綻処理計画の策定などを求めたが、P2Pレンディング市場は金融市場に有益な競争をもたらすと認識されたため、比較的負担の軽い規制にして、その後市場の動向を見ながら修正していく方針が取られた。今回の規制の見直しは、その一環といえる。

FCAの関心は多岐に渡り、報告書では、ローンへのアクセスで個人投資家が機関投資家に対して不利な扱いを受けていないか、P2Pレンディング業者が投資家に提供している情報（リスクや銀行商品との比較など）は適切か、ISA（個人貯蓄口座）を通して投資できるようになったことで投資経験の浅い投資家が増えていないか、などさまざまな論点が議論された。

そうした中、FCAが特に注視したのは、多くのP2Pレンディング業者が貸し手（投資家）と借り手

を直接結びつける当初の単純なビジネスモデルから離れつつある点である。たとえば、P2Pプラットフォームの中には、1) 準備基金を設けて、借り手が債務不履行を起こしても投資家が損しないようにそこから補填させたり、2) 投資家が自ら投資先を判断するのではなくプラットフォーム会社が自動的にアロケーションを決めたり、3) 借り手にとってのローン期間はそのまま、投資家に対してはローンを売却することで短期間で資金を引き出せるような商品を提供したりする動きが広がっている。

中でも、FCAは、1) は信用リスクをプールするもので資産運用業との境界を曖昧にしている、3) は短期借り・長期貸しの性格が銀行業と類似している、と指摘。他の金融サービス業との規制のアービトラージを引き起こしたり、投資家に商品の性格について誤解を与えかねないと懸念を示した。特に準備基金については、リスクを曖昧にし、「プラットフォームがローンに暗黙の保証を与えている」と投資家が誤解する可能性があるとして指摘した。

中間報告書では、破綻処理計画を改善するための規制の強化、投資家への情報開示に関するより詳細な規則の制定などを今年第一四半期に提案し（執筆時点では公表されていない）、今夏に最終規則を公表したいと述べている。さらにその後、必要があれば再び規則変更に向けた提案を行う可能性もあるという。

<文責>

金融ITイノベーション事業本部

國見 和史

focus@nri.co.jp